

二月十三日（金曜日）

出席議員

一	のぐち	けんたろう	十八番	たかはま	なおき
二	吉村	美紀	十九番	金子	てるよし
三	松平	雄一郎	二十番	市村	やすとし
四	宮野	ゆみこ	二十一番	田中	としかね
五	ほかり	吉紀	二十二番	名取	顕一
六	依田	かずひろ	二十三番	白石	英行
七	高山	のりゆき	二十四番	松丸	昌史
八	石沢	恵美子	二十五番	岡崎	義顕
九	千田	のりゆき	二十六番	上田	ゆきこ
十	豪一	のぼる	二十七番	品田	ひでこ
十一	浅川	ひろこ	二十八番	浅田	保雄
十二	山田	伸一	二十九番	海津	敦子
十三	宮本	香澄	三十番	高山	泰三
十四	田中	けいじ	三十一番	山本	一仁
十五	沢田	れい子	三十二番	板倉	美千代
十六	小林	こうき	三十三番	関川	けさ子
十七	宮崎				

欠席議員
なし
三十四番

出席説明員

区長	成澤	子ども家庭部長	多田
副区長	佐藤	保健衛生部長	栄一郎
副区長	藤正	兼文京保健所長	真理子
教育長	加藤	都市計画部長	内子
企画政策部長	丹羽	土木部長	沼秀之
防災危機管理室長	新名	資源環境部長	光幸
区民部長	榎戸	施設管理部長	光伸
アカデミー推進部長	高橋	会計管理部長	直樹
福祉部長	鈴木	教育推進部長	宇民
兼福祉事務所長	矢島	監査事務局長	吉田
地域包括ケア推進担当部長	孝島	総務課長	渡邊
			雄大
			清
			史
			了
			史

事務局職員

事務局長	佐久間	議事調査主査	菅波
議事調査主査	杉山	議事調査担当	阿部
議事調査主査	糸日谷	議事調査担当	鍋部
			隆節
			由起
			子也
			友樹
			一

議事日程

日程 第一 一般質問

午後一時五十九分開議

○議長（市村やすとし） ただいまから、本日の会議を開きます。

○議長（市村やすとし） まず、本日の会議録署名人の指名を行います。

す。

を指名いたします。

本件は、会議規則に基づき、議長において、

- 二番 吉村美紀 議員
- 二十四番 松丸昌史 議員

○議長（市村やすとし） これより、日程に入ります。

日程第一、一般質問を行います。

〔高山かずひろ議員「議長、七番」と発言を求む。〕

○議長（市村やすとし） 七番高山かずひろ議員。

〔高山かずひろ議員登壇〕

○高山かずひろ議員 会派、文京維新を代表して質問いたします。

最初に、共同親権について質問をします。

四月から、民法改正により離婚後の親権について、従来の単独親権に加え、共同親権を選択できる制度が始まります。

日本では、明治民法下では、離婚後は父親が原則親権者でしたが、戦後の改正で父母の協議により、どちらかが行使できる単独親権制度となりました。その後、一九六五年頃から母親中心の育児が一般化し、近年では主たる監護者の原則や母性優先の原則により、母親が親権者となる割合が八から九割に達しています。一方で、離婚後の面会交流が実施されない、養育費が支払われないといった、新たな問題が顕在化し、その結果、日本は国際的にもハーグ条約違反や、国連からの勧告を受ける状況となりました。こうした背景を踏まえ、今回の共同親権導入の法律改正に至っています。

そこで、共同親権制度の区民への啓発と当事者支援について、区長と教育長に、それぞれ伺います。

当事者サポートの整備について、共同親権・単独親権のいずれを選択しても、親子交流や養育費の実効性確保には、専門家を含む第三者のサポート、行政窓口と相談窓口の連携、また行政施設の親子交流の利用許可などを念頭に、柔軟な活用が不可欠です。

五年置きに行われる全国ひとり親世帯等調査によると、離婚時に面会交流の取決めをしている割合は、父子・母子いずれの家庭も三

割程度にとどまっており、法務省調査でも、行政による支援の重要性が指摘されています。

このような様々な課題に対し、文京区として、四月からどのようなサポート体制を整えていくのか、区長にお尋ねします。

次に、民法改正に伴う教育現場での対応についてです。

共同親権の導入により、裁判実務の変化や、親子交流の在り方が多様化し、教育現場に求められる対応も、より専門的な配慮が必要となっていくきます。実際に子どもと向き合うのは、学校や保育園など、地方自治体であり、改正法では、親権や婚姻関係の有無にかかわらず、子どもの親の責務が明確化されました。これにより、非親権親の学校行事への参加などが、正当な理由もなく拒否された場合、親の責務違反になり得ることが、国会審議でも示されています。学校現場では、誰にどう情報提供を行うのか、誰が迎えに来るのか、災害時の引渡しをどうするかなど、これまでより判断が複雑になります。

こうした対応を、学校や教職員個人に委ねるのではなく、教育委員会としてどのような方針と体制で支えていくのか、教育長の見解を、具体的にお聞かせください。

四月一日より、自転車の一定の交通違反を対象とした交通反則通告制度、いわゆる青切符が導入されます。反則金は三千円から一万二千円と幅があり、信号無視に加え、傘差し運転や、スマートフォンを操作しながらの運転、通行区分違反なども対象となり、反則金を納付しない場合には、刑事罰の対象となる厳格な制度です。

本制度の対象は十六歳以上とされていますが、小学生・中学生を含む高校生等への交通安全教育の重要性は極めて高く、警視庁においても様々な取組が行われているところです。

そこで、本件について、以下、区の取組状況を伺います。

一、自転車利用実態と安全対策について。

文京区は坂道が多く、また旧白山通りや千石地区、白山駅前周辺など、歩道幅が狭い道路も多く見られます。自転車の安全利用を促進するためには、より一層の周知・啓発が必要と考えます。区として、人口に対する自転車保有割合や、在住者の自転車防犯登録件数を把握しているでしょうか。

二、自転車が関係する交通事故の状況について。

区内における自転車関係交通事故について、直近三年間の発生件数の推移及び主な発生要因についてお示しください。

三、交通ルールの啓発及び安全対策について。

自転車の交通ルールに関する啓発活動や安全対策、周知について、区はどのように取り組んでいるのでしょうか。また、歩道走行に関して、路面標示や徐行を促すなど、プレート等を活用した注意喚起や対策を実施、あるいは今後実施する予定があるのか、併せて伺います。

四、電動キックボード及びモペットへの対応について。

近年利用が拡大している電動キックボードやモペットについて、区はどのような認識を持っているのでしょうか。また、利用者の安全走行に向けた取組を行っているのか、行っている場合はその具体的内容をお示しください。特にモペットについては、自転車と誤認され、気軽に利用を開始してしまうケースも少なくありませんが、道路交通法上は原動機付自転車に分類され、外国人も多く利用しています。こうした基本的なルールが十分に浸透していないことにより、トラブルや事故も発生していると考えられます。改めて外国語も含めた周知徹底を図る考えがあるのか、伺います。

五、自転車活用推進計画の進捗について。

区が進めている自転車活用推進計画において、自転車ネットワーク路線の整備は、現在どの段階まで進んでいるのか。あわせて、今後の計画の見通しについてもお示しください。

以上の五点に加え、区として今後取り組むべき課題や、現在進めている施策があれば、併せてお示しください。

京都市では、令和四年に策定した京都市DX推進のための基本方針に基づき、デジタルに不慣れな方も含めた人に優しいデジタル社会の実現を目指しています。その取組の一環として、行政サービス利用時の最も身近な窓口である電話対応について、電話がつかない、開庁時間外に問合せができない、担当者に直接つながらず、同じ説明を何度も繰り返さなければならない、こうした住民目線の課題を解決する必要があると考えられ、一方で職員にとっても、頻繁に掛かってくる電話対応のために業務を中断せざるを得ない状況が、作業効率の低下を招いているという課題がありました。こうした背景を踏まえ、京都市では令和六年度より、AI自動音声システムを活用した電話対応の実証実験を開始しました。

本実験では、住民からの問合せに対し、自動音声案内に加え、SMS等のデジタルツールを活用することで、迅速かつ正確な情報提供を行う仕組みを構築し、その有効性を検証しています。その結果、住民の利便性向上と職員の業務負担軽減が、同時に実現可能であることがデータで明らかになりました。

本システムは、音声ガイダンスに従って電話機を操作することで、二十四時間三百六十五日、開庁時間外を含めて、行政情報を取得できる仕組みです。さらに、問合せ内容や件数を分析し、継続的に改善につなげることで、より質の高い市民サービスの提供を目指して

います。

今後は、生成AIを始めとする先進技術を積極的に活用し、業務プロセス全体の最適化を進めていく考えです。これにより、職員が従来の問合せ対応や、手続処理に費やしてきた時間的負担を軽減し、区民からの相談対応や地域固有の課題解決といった、本来注力すべき業務に専念できる環境を整えていきます。また、悪質な電話対応から職員を守る観点でも、大きな効果が期待されています。

これまでのデジタル化に向けた取組と、今後の区民サービス向上への活用方針、現在の課題認識、さらには作業効率化と職員を守るという視点について、区長の所見を伺います。あわせて、昨年四月より施行された東京都カスタマー・ハラスメント条例施行後の変化についても、考えをお聞かせください。

近年、SNS上における誹謗中傷は深刻な社会問題です。警視庁の発表によれば、二〇二四年におけるSNS経由の名誉毀損被害相談件数は、前年比三四%増加しており、特に十代からの相談が全体の二三%を占めるなど、若年層への影響が顕著となっています。

インターネット上では、たった一度の投稿をきっかけに、悪意ある言葉が瞬時に拡散され、被害者が精神的苦痛から休学・退学、さらには自殺に追い込まれるケースが後を絶ちません。こうした誹謗中傷は、年間数百件に及ぶ刑事事件へと発展しており、問題は年々深刻化しています。こうした状況を受け、近年では法改正による迅速な対応が可能となりました。その一つが、プロバイダ責任制限法の改正です。本改正により、これまで煩雑であった発信者情報開示請求の手続が一本化され、被害者が加害者を特定するまでに要していた時間や、費用の負担が大幅に軽減されました。さらに、新たに導入された非訟手続により、発信者情報開示の簡素化が図られ、従

来は数か月から一年程度を要していた期間が、大きく短縮されています。特に、重大な風評被害や根拠のない誹謗中傷、継続的な嫌がらせ事案においては、刑事告訴も視野に入れた対応が可能となり、極めて意義のある制度改正であると評価できます。

また、東大阪市では、令和五年に制定された東大阪市人権尊重のまちづくり条例に基づき、人権施策が着実に進められています。審議会を設置し、そこで得られた知見を条例へ反映させるなど、実効性ある取組が行われている点は高く評価されるべきです。

そこで伺います。

今後、インターネットリテラシーの向上を図るに当たり、区としてどのような施策を進めていくお考えでしょうか。また、人権問題解決の根幹をなす人権教育及び人権啓発を、より効果的に推進していくために、どのような手法が必要であると認識されているのかをお聞かせください。

加えて、悪意あるSNS発信から行政職員を守るための対策についてもお尋ねします。

また、国家公務員法及び地方公務員法においては、守秘義務や信用失墜行為の禁止など、公務員の服務に関する基本事項が定められており、SNS利用においても遵守すべき事項が明確に規定されています。各地方自治体においても、独自の服務規程やガイドラインを設け、SNS利用に関する具体的なルールを定め、違反した場合は懲戒処分の対象となるなどの対応が取られています。

日々進化し続けるSNSを舞台とした多様かつ悪質な情報発信に対し、行政としてどこまでを想定し、どの範囲まで対応を講じていくお考えなのか、その基本的な考え方について、お聞かせください。今年も花粉症の季節を迎えています。ここでは、リフィル処方箋

の活用状況について質問いたします。

リフィル処方箋は、令和四年度に導入された新たな処方制度であり、一通の処方箋で最大三回、最長九十日分までの反復処方を可能とするものです。これにより、花粉症治療薬や、アレルギー疾患治療薬、高血圧・糖尿病などの生活習慣病に対する常用薬について、処方回数を減らすことができます。その結果、患者の受診回数や通院時間、診察の待ち時間の削減につながるとともに、診療費負担の軽減が図られます。

さらに、増大を続ける医療費総額の抑制という観点からも、公的医療保険制度を持続可能なものとする上で、大きな効果が期待されています。正に、いつもの薬はいつもの処方済ませるといふ、三分診療の解消にも資する制度です。

このリフィル処方箋は、同一処方を複数回にわたり使用するため、初回調剤後は、次回調剤まで処方箋を保管する必要がありますが、電子処方箋の活用により、紙の処方箋を持参する必要がなく、紛失の心配もありません。このように利便性の高い制度である一方で、その普及率は依然として低迷しており、二〇二四年の利用率は、僅か〇・〇七五%にとどまりました。その最大の要因は、明らかに制度の周知不足です。

令和七年度に、中央社会保険医療協議会診療報酬改定結果検証部会へ報告された特別調査においても、国や自治体から、患者及び医師に対する制度周知が、不十分であることが指摘されています。また、通常処方に対応できる、薬の処方には医師の判断が毎回必要であるといった、従来の医師の裁量意識が、依然として強く残っている点も課題です。

一方で、二〇二四年の診療報酬改定に際し、当時の岸田内閣総理

大臣は、デジタル行政改革会議の場において、医療・介護分野におけるリフィル処方箋の普及を進める方針を明確に示しました。さらに、令和八年度改定においては、リフィル処方箋の適切な運用及び活用策について検討することが明記されています。

以前、国民健康保険事業の運営に関する協議会に出席した際、リフィル処方箋の啓発について区の取組を尋ねたところ、ホームページへの掲載にとどまっております、積極的な普及啓発が行われているとは、言い難い状況でした。

そこで伺います。

区は、リフィル処方箋の普及啓発について、どのような役割を持っていると考えているのか。国や都が担うべきものとして、静観するのではなく、区として主体的に取り組む考えはあるのか。

また、今後も増大し続ける医療費や、保険料率算定における、法定外繰入れによる被保険者の保険料負担の二重構造、さらには現役世代に重くのし掛かる、社会保険料の問題について、どのような意識を持っているのか、区長の見解を伺います。

文京区では、民泊事業者に対し、宿泊者名簿への必要事項の記載や、定期的な宿泊実績報告、施設の防犯対策、事業者情報の公開などを義務付けており、さらに住居専用地域での営業は金曜日を含む週末三日間に限定するなど、他自治体と比較しても厳格な規制を講じてきました。一方で、事業者との共生にも配慮し、一定のバランスを保った制度設計がなされていると認識しています。

隣接する豊島区においては、昨年十二月、新たな民泊規制条例が可決され、営業日数の上限が、年間百八十日から百二十日以内へと引き下げられたほか、区内全域のおよそ七割において新規参入が禁止となりました。さらに、違反者に対しては五万円以下の過料を科

すことが可能となり、これまでの行政指導にとどまらず、実効性のあるペナルティを課すことで、管理体制の不十分な事業者を、排除しようとする強い意思がうかがえます。

中でも、私が最も効果的であると考えるのは、いわゆる出口戦略となる新規設置の禁止です。これは、民泊運営を前提として物件を購入した場合であっても、将来的に売却した際、次の所有者が民泊の届出を行えない仕組みであるため、投資対象としての価値が大きく低下します。その結果として、新規参入そのものを抑制する高い効果が期待できます。

一方で、区内における民泊運営事業者の増加に比例して、苦情件数も増加傾向にあります。こうした状況を踏まえ、本区として今後どのような対策を検討しているのか、お伺いします。

既に、自治体による条例の上乗せでは、限界が見えつつあり、当初想定していなかった法人参入の拡大を踏まえると、国において住宅宿泊事業法そのものの見直しが求められる段階にきていると考えます。十分な抑止力を確保し、住民が安心して暮らせる住環境を守り続けるため、国に対して制度改革を求めていく考えはあるのか、見解を伺います。

また、無許可営業、いわゆる闇民泊への対応についてもお尋ねします。闇民泊は、そもそも届出がなされていないため、現行の罰則規定では十分な効果が発揮できるとは言えません。特区民泊を実施している大阪市では、本年五月から新規受付を停止すると発表しています。文京区としても、今後に向け、より毅然とした対応をどのように講じていくのか、具体的にお答えください。

小池百合子東京都知事は、一月九日の定例記者会見において、「最終的に判断するのは区だが」との前提を示した上で、「二十三

区における家庭ごみ有料化について、その意義や効果、導入事例などを提示しながら、区と緊密に連携し、資源循環に資する施策を共に進めていきたい」と述べ、有料化の実現を見据えた考えを明らかにしました。

これまで家庭ごみの収集は、住民税等を財源とする、行政サービスの一環として無料で行われてきました。しかし、高度経済成長期に建設された清掃工場の老朽化、インフレによる建設費の高騰、最終処分場である、新海面処分場の容量ひっ迫、さらには都市のカーボンニュートラル実現に向けた、脱炭素社会への移行など、複合的な課題が、従来どおりの無料収集を継続することを、困難にしていると考えられます。

実際、全国の千七百四十一自治体のうち、約六五%が既に家庭ごみの有料化を導入しており、先行事例である多摩地域では、四十リットル指定ごみ袋を七十五円から八十円で販売した結果、ごみ量の大幅な削減に成功しています。小池都知事は、有料化によって、都民の行動変容を促す効果にも言及しており、都が掲げる二〇五〇年CO2排出実質ゼロ、いわゆるゼロエミッション東京の実現に向け、政策効果を連動させたい意向がうかがえます。有料化の開始時期としては、二〇三〇年前後が想定され、これは、特別区長会及び東京都二十三区清掃一部事務組合において、今年四月から始まる令和八年度の一般廃棄物処理基本計画の中に、有料化に向けた方針が盛り込まれる見通しであるためです。

また、料金制度については、他自治体でも採用されている指定収集袋による単純従量制が想定されます。その場合、一リットル当たり二円程度とされ、一般的な四十五リットル袋では一枚約九十円、概算で、四人家族では月額約千百円、年間では約一万三千円前後の

負担増となります。

そこで、区長に伺います。

現在、特別区長会において、都知事の家庭ごみ有料化に関する発言を受け、どのような議論が行われているのでしょうか。なお、有料化には二十三区の総意が必要となりますが、本区としては、有料化に賛成なのか、反対なのか、いずれの場合もその理由をお示しください。

あわせて、有料化に伴い、不法投棄の増加や、個別収集を希望する家庭が増えるなど、現場での対応の負担増も懸念されます。

こうした課題について、今後実施された場合、区としてどのような対策を講じていくのかを、お答えください。

ドッグランは、犬の運動やマナー向上に資するだけでなく、飼い主同士の交流を生み、地域コミュニティの活性化にも寄与する重要な施設です。

現在、文京区におけるドッグランは、区南東部の目白台運動場にのみ設置されており、地域的な偏りがあることから、必ずしも区民全体にとって利便性が高いとは言えない状況にあります。また、文京区では公園へのペット連れ込みが禁止されているため、区民からは連れ込みを可能にしてほしいという要望が寄せられている一方で、連れ込みに伴うトラブルへの懸念があることも事実です。こうした背景を踏まえ、施設の老朽化に伴い、改築が予定されている千駄木小学校及び千駄木幼稚園、さらに文林中学校を含む二校一園の合同改築計画に、ドッグランを組み込むことを提案します。

本基本計画の策定に当たっては、学校関係者、PTA、近隣町会等を委員とする文京区立千駄木小学校等改築基本構想検討委員会が令和二年に設置され、これまで改築校舎の基本的事項について検討

が重ねられてきました。現在は地域懇談会として、汐見地域センターにおいて、定期的な意見交換会が開催されています。

当該敷地の西側には区立公園が併設されており、この公園東側にドッグランを整備することで、区民同士が交流できる新たな場を創出したいと考えます。加えて、公立学校に併設することにより、災害時には避難場所として利用される際、同行避難した犬が安全に運動できる場としての活用も期待できます。

文京区では災害時のペット同行避難が可能とされていますが、あくまで同行であり、避難後の生活空間は人と分けられ、ペットは原則としてケージ内での生活を余儀なくされます。また、避難後の散歩や排せつについては、飼い主の責任とされていますが、実際の災害時には道路に瓦礫が散乱するなど、安全に散歩できる状況とは言い難いのが現実です。

飼い主にとって犬や動物は家族の一員であり、日常の生活にいつ戻れるか分からない避難生活の中では、人と同様に動物にもストレス軽減への配慮が必要です。

災害時に飼い主がペットを置き去りにすることなく、躊躇（ちゆうちよ）なく安心して避難できる体制を整えること、そして同行したペットとともに安心して過ごせる避難生活のモデルケースとして、本提案が前向きに検討されることを期待します。

先日、文京区バリアフリー基本構想推進協議会を傍聴しました。近年、大型施設等を中心に、妊産婦やヘルプマーク所持者、つえを使用する方など、配慮を必要とする方であれば、利用可能な駐車スペース、いわゆる思いやり駐車場の整備が進められています。

足立区においても、令和六年度に区役所駐車場へ同スペースを設置したことを契機に、地域学習センターや、区立図書館など、公共

施設への導入が拡大しています。

一方で、文京シビックセンター駐車場には、地下一階に一台、地下二階に五台の計六台分の障害者用スペースが確保されていますが、現状ではいずれも車椅子マークのみが描かれており、来庁者の目には、車椅子利用者専用のスペースとして映っているのが実情です。しかし、区の施設管理課に確認したところ、これらのスペースは、車椅子利用者や要介護認定を受けている方、障害のある方に限らず、妊産婦の方や、けがや高齢等により、歩行が困難でつえを使用している方も、利用が可能であるとの回答でした。すなわち、社会的配慮を必要とする方であれば、障害者用スペースを利用すること自体は差し支えないということになります。

しかしながら、表示されているマークが車椅子利用者を想定したものであるため、その利用条件が来庁者に十分理解されているとは言い難く、仮に事情を理解した上で利用したとしても、周囲の理解が得られず、来庁者同士のトラブルを招く可能性も否定できません。

そこで、既存の車椅子マークに加え、ヘルプマークや妊産婦マーク等を併記することで、より多くの配慮を必要とする方が、気兼ねなく利用できる環境を整えるとともに、区民の理解促進を図り、思いやりのある社会づくりを進める観点からも、表示の見直しを含むハード面での改善を強く要望いたします。

最後は、ネーミングライトの導入について述べます。

さいたま市では、ネーミングライトを活用することで、市有施設の魅力向上や民間事業者の参画意欲の喚起を図り、自主財源の確保につなげることを目的としています。

ネーミングライト導入によって期待される効果としては、第一に、

収入増加による施設の安定的な自主財源の確保が挙げられます。また、第二に、参入事業者からの多様な提案を通じて、施設の魅力向上が図られること。第三に、新たな広告媒体としての活用により、地域経済の活性化に寄与することが挙げられます。

なお、ネーミングライトはあくまで施設に愛称を付与するものであり、条例で定められている正式名称を変更するものではありません。公共施設へのネーミングライト導入については、明確な法制度が確立されていなかったことから、かつては、地方自治法第二百三十八条の四第一項に規定される行政財産である公の施設に企業名等を付すことが、私権の設定に当たるか否かが、議論されてきました。

しかし、二〇二四年に名古屋市が導入を検討する際、総務省へ照会した結果、私権の設定には当たらないとの見解を示されたことを契機に、東京スタジアムの味の素スタジアムへの名称変更を始め、全国の自治体でネーミングライト導入が広がっています。一口にネーミングライトといっても、命名権に限定されるものから、附帯権利を含むもの、あるいはJ：COMスタジアム土浦のように、地名を組み込んだ愛称を条件とするまで、その内容は多岐にわたります。契約年数や看板再設置に伴う初期費用の負担など、検討すべき点はあるものの、スポンサー企業にとっては高いPR効果が期待でき、行政側にとっても長期的かつ安定した収入を見込める点が大きな特徴です。ネーミングライトと聞くと、大規模なスタジアムやドーム球場を想起しがちですが、実際には、墨田区では墨田区総合体育館が令和六年度よりひがしんアリーナに、立川市では立川公園野球場がコトブキヤスタジアムに、また、調布市の武蔵野の森総合スポーツプラザは、京王アリーナTOKYOとなり、得られた権利料は各施設の管理運営費の一部に充てられています。

一方で、スポンサー企業の不祥事や業績悪化による契約解除といったリスクも考えられますが、これらについては、事前に契約条件を精査し、適切な対策を講じること、影響を最小限に抑えることが可能です。

文京区においても、小石川運動場、文京総合体育館、目白台運動公園、シビックホールなど、多様な公共施設を有しています。他自治体の先行事例を参考に、適正な相場を算定した上で、区内外の事業者から広くスポンサーを募り、ネーミングライツの積極的な導入を検討すべきと考えますが、区の見解を伺います。

以上です。

〔成澤廣修区長「議長、区長」と発言を求め。〕

○議長（市村やすとし） 成澤廣修区長。

〔成澤廣修区長登壇〕

○区長（成澤廣修） 高山かずひろ議員の御質問にお答えします。

最初に、共同親権等についての御質問にお答えします。

本区では、本年四月の改正民法施行に向けて、ホームページで、制度概要及び相談窓口等に関する情報提供を行っております。また、離婚手続等の際には、ガイドブックを窓口にて配付するなど、制度の周知に努めております。

さらに、離婚時における養育費や親子交流を確保するための支援については、個々のケースに合わせ、弁護士によるオンラインを含めた法律専門相談を実施するほか、経済的な負担の軽減として、養育費保証料等、必要経費の一部を補助する事業も実施しております。

引き続き、共同親権を始め、離婚時に当事者が抱える、子どもの利益を考えた多様な悩みの相談について、研修等を通じた職員の更なる理解促進と、相談支援の充実に取り組んでまいります。

次に、交通安全対策に関する御質問にお答えします。

まず、自転車の保有割合等についてのお尋ねですが、区民の自転車保有割合は把握しておりませんが、自転車活用推進計画の策定に当たって令和三年に実施したアンケート調査では、回答のあった十八歳以上の区民のうち、四二%が自転車を利用していると回答しております。

また、自転車防犯登録台数は、六年末時点の区内四警察署の合計で十四万二千九百八台となっております。

次に、自転車に関係する交通事故の状況についてのお尋ねですが、直近三年間の事故発生件数は、令和四年二百十四件、五年百九十七件、六年二百二十八件であり、主な発生要因は、ハンドルやブレーキの操作ミス、左右安全不確認などとなっております。

次に、交通ルールの啓発等についてのお尋ねですが、区では、警察等関係機関と連携し、自転車安全利用五則を始めとした交通ルールやマナーの理解促進を図るとともに、区報やホームページ、SNS等を活用し、幅広い世代に向けた周知啓発に取り組んでいるところであります。

また、自転車の歩道走行については、車道走行、歩行者優先及び徐行等を促す電柱幕や反射板を事故の危険性が高い箇所を設置し、注意喚起に努めているところです。路面標示やプレートを活用した注意喚起の手法等については、他自治体の事例も参考にしながら、来年度に予定している自転車活用推進計画の中間評価において、検討してまいります。

次に、電動キックボード等への対応についてのお尋ねですが、電動キックボードについては、利便さや手軽さの一方で、利用者の交通ルールの認識不足が課題となっております。そのため、交通安全

運動の重点項目として、ルールの理解促進に努めるとともに、シェアリング事業者や警察等と協力した交通安全キャンペーンを実施しております。

ペダル付き電動バイク、いわゆるモペットについては、一般原動機付自転車以上の車両であるという認識が広まっていないことから、区ホームページなどで外国語対応も含めた交通ルールの周知啓発に取り組むとともに、警察に対して取締りの強化を要請してまいります。

次に、自転車ネットワーク路線の整備についてのお尋ねですが、区内約七十キロメートルの路線のうち、国道・都道共に約八割以上が整備済みであり、区道においては、本年度末までに約八割が完了する見込みです。

今後、バリアフリー整備工事を計画している路線を除き、令和十年度末までに路線の整備が完了する予定です。

次に、自転車活用推進計画についてのお尋ねですが、中間評価で実施する予定のアンケート等を踏まえて、施策の充実を図るとともに、自転車の安全利用について、ショート動画による周知・啓発等に努めてまいります。

また、本年四月から施行される自転車への交通反則通告制度についても、警察等関係機関と連携して周知に努め、更なる交通安全の推進に取り組んでまいります。

次に、デジタル化による業務改善等についての御質問にお答えします。

これまで区では、区民サービスの向上と業務改善を目的として、区民からよく頂く質問に対して、AIチャットボットを活用するほか、職員の業務負担の軽減と効率化を図るため、生成AIを導入す

るなど、業務のデジタル化を進めてまいりました。

また、電話対応については、取次ぎの合理化や開庁時間外の案内などに課題があるほか、職員に対する過度な要求や暴言等への対応も重要であると認識しております。

これらの課題に対応するため、来年度は、品質向上やカスタマーハラスメント対策の一環として、シビックセンターに電話録音装置を導入するほか、一部の部署において、AI自動音声による電話対応を開始する予定です。

今後、運用状況を検証し、案内の内容や業務手順等を見直すことで、区民サービスの向上と職員の負担の軽減に努めてまいります。

なお、カスタマーハラスメントについては、都の指針などを参考に、対応マニュアルの作成を進めているところです。

次に、情報リテラシーの向上等についての御質問にお答えします。SNS等、インターネットを介した誹謗中傷が社会問題となっていることは、区としても認識しております。

区立小・中学校における人権教育については、都教育委員会の人権教育プログラムに基づき、情報モラル教育の中で、インターネットによる人権侵害を具体的な課題として扱い、他者を尊重し情報発信の責任を負う意識を育てる指導を行っております。インターネットを利用したコミュニケーションの問題点について話し合い、人権侵害の実態を理解させるとともに、自他の人権を尊重し、よりよい人間関係を形成しようとする態度を育むことを重要視しております。

また、職員の安全と就業環境を害するような悪意あるSNS発信に対しては、毅然と対応することとしております。具体的には、事実と反する内容等に基づく個人攻撃や人格を否定するような誹謗中傷、職員の特定につながる情報の拡散、脅迫等、社会通念上許容さ

れる範囲を超えるものについては、SNS運営事業者に削除を要請する等、個々の事案に合わせて対応してまいります。

なお、SNSに起因する事案に限りませんが、区職員に秘密の漏えいや情報セキュリティ上の不適切な取扱いがあった場合には、関係規程及び指針にのっとり、適切に対応してまいります。

区民の安全・安心な社会環境を構築するためにも、引き続き情報リテラシーの向上や、人権啓発に取り組んでまいります。

次に、リフィル処方箋等に関する御質問にお答えします。

まず、リフィル処方箋の普及啓発についてのお尋ねですが、リフィル処方箋は、受診に掛かる医療費の削減効果が期待できることから、区も保険者として普及啓発に取り組んでいるところです。

区ホームページにリフィル処方箋についての説明を掲載するとともに、本年度からは、被保険者へ送付する医療費通知に、当該ホームページへ誘導する二次元コードの記載を開始しました。

来年度からは、区の国民健康保険に加入する全世帯に配付の「国保便利帳」にも説明を掲載するなど、引き続き制度の普及啓発に努めてまいります。

次に、保険料負担等についてのお尋ねですが、国民健康保険制度が抱える構造的課題等については、国の責任において、抜本的な制度の見直しや財政支援の拡充が検討されるべきと考えており、区長会を通じて国に要望しているところです。

次に、住宅宿泊事業に関する御質問にお答えします。

まず、今後の対策についてのお尋ねですが、現在、規制の対象外地域の状況や住宅宿泊事業の実態の把握に努めております。引き続き、国や他自治体の動向も注視しながら、規制対象地域の拡大等の必要性について研究してまいります。

次に、国に対する制度改正の要望についてのお尋ねですが、営業日数管理の厳格化のためのシステム改修、住宅宿泊事業専用物件の法令上の定義化、及び、事業者自身が住居として一定期間活用した履歴を届出の要件に加える等の制度改正について、全国市長会要望の一つとして区から区長会へ提案しております。

次に、いわゆる闇民泊についてのお尋ねですが、届出をせずに営業する闇民泊は、法律上は無許可の旅館業であり、旅館業法違反となります。旅館業法には、違反した際の罰則規定が定められており、事案を探知した際は、警察と連携するなど適切に対応してまいります。

次に、家庭ごみの有料化についての御質問にお答えします。

家庭ごみの有料化については、家庭ごみの減量や区民のごみ問題に対する意識の向上が期待できるため、実現に向けた検討が必要である一方、区民生活への影響も大きいことから、区長会においては、都知事の発言以前から、議論を重ねているところです。

特に、実施に当たっては、不適正排出や不法投棄の防止に向けた取組など、様々な課題が想定されることから、慎重な検討が必要と考えております。

本区としては、引き続き、プラスチックの分別回収を始めとする施策を展開し、更なるごみの減量化に取り組んでまいります。

次に、ドッグランの整備についての御質問にお答えします。

現在、基本設計に向けた検討を進めている千駄木小学校、文林中学校等の一体的な改築においては、限られた土地を有効に活用し、学校施設を整備していくことが求められており、ドッグランを新設することは難しい状況であると認識しております。新たなドッグランの整備については、公園の規模や近隣の状況等を踏まえ、今後、

研究してまいります。

なお、災害時の避難所におけるペットについては、あらかじめ避難所運営協議会が飼育スペースや施設の利用方法を定め、受け入れることとしております。

次に、シビックセンター障害者用駐車場についての御質問にお答えします。

配慮を必要とする方が、より気兼ねなく駐車場を利用できるよう、新たな駐車区画及びサイン表示等を設置してまいります。

最後に、ネーミングライツについての御質問にお答えします。

公共施設等に対する命名権、いわゆるネーミングライツについては、区の新たな税外収入を確保する多様な官民連携手法の一つであると認識しております。

一方で、企業との連携に当たっては、事業の公共性に鑑み、様々な課題が生じ得ることから、引き続き他自治体の事例等について研究してまいります。

なお、教育に関する御質問には、教育長より御答弁申し上げます。

〔丹羽恵玲奈教育長「議長、教育長」と発言を求む。〕

○議長（市村やすとし） 丹羽恵玲奈教育長。

〔丹羽恵玲奈教育長登壇〕

○教育長（丹羽恵玲奈） 教育に関する御質問にお答えします。

民法改正により導入される共同親権制度に係る教育現場での対応についてのお尋ねですが、現在、各学校では、保護者の申告に基づき親権者を把握し、相談の上で丁寧に対応しております。

議員御指摘の共同親権については、各学校に制度についての情報提供を行うとともに、学校から相談があった場合には、専門家と連携して適切に対応してまいります。

○議長（市村やすとし） 議事の都合により、会議を暫時休憩いたします。

午後二時四十二分休憩

午後二時五十三分再開

○議長（市村やすとし） これより会議を再開いたします。それでは、休憩前に引き続き一般質問を行います。

〔名取顕一議員「議長、二十二番」と発言を求む。〕

○議長（市村やすとし） 二十二番名取顕一議員。

〔名取顕一議員登壇〕

○名取顕一議員 令和八年二月定例議会に当たり、自由民主党文京区議会を代表し、区長に質問させていただきます。区長の明快なる御答弁を期待しております。

さて、令和八年二月八日に投開票された第五十一回衆議院議員選挙では、自由民主党が多くの国民から信任を受け、三百十六議席を獲得させていただきました。これは高市内閣に対する国民の大きな期待の表れと心から感謝を申し上げます。決してこの議席数に起こることなく、しっかりとこの国を前に進めることを、一地方議員として、応援してまいります。

それでは、質問に入らせていただきます。

初めに、令和八年度予算について伺います。

本区における令和八年度予算案は、一般会計において約一千六百四億円となり、前年比で約百三十四億円、九・二%の増、過去最大の予算規模となっております。同様に、国や東京都においても令和八年度は過去最大の予算規模になるようですが、本区の予算案について、どのような要因から、このような状況になっていると分析し

ているのか、お考えをお伺いいたします。

また、本区の歳入についてですが、特別区税においては、引き続き、課税所得水準の堅調な推移に加え、納税義務者の増加などを背景として安定的な伸びが見込まれております。具体的に、どのような情報から課税所得水準の堅調さを見込んでいるのでしょうか。また、近年、国外から文京区に転入される方の税収は影響しているのでしょうか。そして、このような区税収入の状況はいつまで続くと考えているのでしょうか。区の見解をお示しく下さい。

あわせて、特別区交付金についても大幅な増収を見込んでいますが、その要因となつているものは何なのか、お伺いをいたします。

また、近年の物価高騰は食料品やエネルギー価格始め、日常生活のあらゆる場面に影響を及ぼしており、区民からは生活の先行きに対する不安の声が多く聞かれます。特に低所得者世帯などの限られた収入の中で暮らす方々にとっては、物価上昇が家計に与える影響は深刻であり、支援の必要性が一層高まっているものと考えます。加えて、中小企業や区内商店の経営環境は依然として厳しい状況が続いており、こうした中において、区は区民生活の下支えと併せて、地域経済を支える視点を持った物価高騰対策が重要であると考えます。

令和八年度予算においては、物価高騰が区民生活や地域経済に与える影響をどのように捉え、どのような対策を講じているのか、区の基本的な考え方も併せてお伺いいたします。

なお、令和八年度予算においては、歳入不足を補うため、財政調整基金から約八十億円の繰入れが計上されております。その結果、令和八年度末の基金残高が百九億円となる見込みとなっておりますが、一方で「文の京」総合戦略では、財政調整基金については基準

財政規模の三〇％相当を維持していくことが明記されております。最終的には九月補正予算や二月補正予算等により一定の積立てが行われていくものと認識はしておりますが、総基金残高が年々減少傾向にあることを踏まえ、今後の財政運営について、区はどのような認識の下で健全性を確保していくおつもりなのか。私としては、歳入・歳出のバランスが大きく崩れてしまわないのか、基金残高が厳しい状況にあつては、少し軌道修正していく場面が来ているのではないかと考えますが、お考えをお伺いいたします。

次に、区職員について伺います。

職員定数が来年度は三十七人増やす計画となっております。新規採用により対応していくのかと思いますが、行政サービスの質の維持には、知識や経験のある職員が一定数いなければなりません。どの自治体でも人材不足になっていて、若手・中堅職員の離職だけではなく、ベテラン層の退職も増えていると聞いております。

そこで、今年度、定年前に退職予定の区職員は、どの程度だと把握されているのでしょうか。伺います。

人材不足が深刻化する状況において、定年延長制度に伴う高齢職員の活躍にもスポットを当てていただきたいと思います。六十歳を超えてのモチベーションの維持とキャリア形成、特に、役職定年により管理職を降任する職員の配置については、大変重要です。もちろん、本人の意向もあります。培ったマネジメントスキルはもとより、知識経験を次世代の職員に継承していただき、区政運営に最大限に活用していくことは大切だと考えております。若手や中堅職員の活躍の機会を確保しながら、管理職を外れても働きがいを感ぜられる高齢職員の職員人生の在り方をどのように示していかうと区では考えているのか、お伺いいたします。

次に、障害者の文化芸術活動支援について伺います。

区は、今年度の重点施策として障害者文化芸術推進事業を掲げ、アカデミー推進課や障害福祉課などの複数の関係所管が連携して事業の進捗や課題を共有し、効果的に事業を実施できるよう、取り組んできたと聞いていますが、今年度の取組の成果と今後の課題を伺います。

私は前回の令和六年十一月の一般質問でも、この障害者の文化芸術活動支援については質問いたしました。そこで、現在の支援活動は施設と施設利用者が中心であります。区内障害者施設利用者のみではなく、障害のある方であれば誰でも利用可能なオープンアトリエを設けることを提案いたしました。

区長からは先進自治体の事例等を参考に研究していくとの御答弁を頂きましたが、その後の状況はいかがでしょうか。もしも今すぐにオープンアトリエが難しいのであれば、例えば施設の活動場所に、施設利用者以外の方が参加できる日や時間帯を設けることはいかがでしょうか。

施設の利用者しか活動できないようでは、今後、障害者文化芸術活動の推進を拡充していくことは難しいでしょう。せっかく展示の場所は機会をつくっていただいても、その作品が増えないのであれば意味がありません。是非、少しずつでも施設利用者以外の方が参加できる仕組みを区につくっていただきたい。後押ししていただきたいと期待しております。

また、障害者の芸術作品の活用や収入を得られる方策についての検討の状況はいかがでしょうか。障害のある芸術家の方々の作品は、その獨創性や表現力において高い芸術性を持つものが多くあります。しかし、才能が経済的価値に結びつく機会は限られているの

が現状です。区として、障害のある方々の芸術活動が適正な対価を得られる仕組みづくりの状況について伺います。

先月には、障害者文化芸術推進に定評のある民間企業の協力を得て、職員向けの研修を実施したとお聞きしています。その研修の実績とともに、区はその効果をどのように生かしていくのかお示ください。今後の障害のある方々の文化芸術活動が、経済的自立につながる職業として成立すること、また職業でも適正な対価を得られることは、活動の大きなモチベーションとなり、持続的な活動継続に大きな意味を持ちます。区が、芸術活動を通じて障害者の経済的独り立ちの確保に向けた具体的な施策を展開していただくことを期待しております。

次に、災害時におけるドローンの活用について伺います。

かねてから申し上げているとおり、現在のドローンの技術の進歩は日進月歩であり、行政におけるドローンの活用は、従来の業務プロセスを大きく変革し、効率性、安全性、情報収集能力の向上など、多岐にわたる意義を持っております。

広範囲の情報収集や点検を短時間で行うことができ、災害発生時など緊急を要する場面でも迅速に現場の状況を把握できます。人が立ち入るには危険が伴う場所での点検や調査作業についてもドローンが代替することで、職員の生命安全を確保することが可能になるのです。

区は、先月二十六日に災害時等におけるドローンによる支援活動に関する協定を締結したとお聞きしています。区が地元の地域資源を活用して、大きな一歩を踏み出したことは評価したいと思っております。

そこで、この協定締結に至った経緯、具体的な活用の方向性、そ

して期待される効果についてどのように考えているのかお示しく下さい。特に今回提携を結んだ企業は、ドローン業界では大手であり、いざ、大きな災害が起きたとき、文京区の優先順位が気になるところであります。

また、私はこの協定の効果を見据えながら、区はやはりドローンを直接保有し、職員が操縦できる体制を構築していくべきと考えております。区が直接保有することで、災害時以外についても、広範囲な動画の撮影、例えば小学校の周年記念の航空写真や、道路や橋梁の点検にも活用できるでしょう。常日頃からドローンを活用してこそ、いざという災害時にも円滑に活用できることにつながるはずです。もちろん国土交通省の飛行許可など、ハードルは決して低くはありませんが、私は必ず有益であると確信しております。区のお考えを伺います。

次に、若者支援の抜本的な強化について伺います。

本区においても、いよいよ若者計画が策定される運びとなりました。これは、これまで必ずしも十分な行政サービスという光が当たってこなかった若者世代に対し、本区が本腰を入れ、伴走していくという強力な意思表示にほかなりません。

その一方で、本計画の対象は十九歳から三十九歳まで、学生や社会人、子育て世帯まで極めて広範囲にわたります。だからこそ、光がおのおのにしっかり届いているか、その姿勢が区民に明確に伝わっているかどうか、政策の成否を分かち鍵となります。未来を担う若者が文京の地で自分らしく希望を持って歩める環境を整えることは、我々区議会、そして行政双方に課せられた重い責務と考えますが、区の基本姿勢を伺います。

こうした決意の一つの象徴として、組織改正が行われ、子ども家

庭部から子ども未来部へと改められます。私は、これを単なる看板の掛け替えに終わらせてはならないと考えます。家庭の枠組みを超え、未来という言葉が示す視野の広さは、区民の期待を大きく高めるものです。新たな部として、区民や現場の支援者に対し、どのような方針を発信していくのか伺います。

特に、新設される子ども若者政策課と子ども若者支援課の二課体制についても、区民から見れば役割が明確であることは不可欠です。計画策定や全庁調整を担う政策機能と、居場所やアウトリーチを担う現場支援機能が責任の所在を曖昧にせず、有機的に連携し、現場の知見を即座に政策へ反映させる体制が求められます。この新体制により、支援が具体的にどう進化するのか、区民や区議会に対し分かりやすい説明を求めます。

今後、若者の具体的な支援には、どのような課題があると認識しているのでしょうか。若者と言っても、様々で、Z世代の次はα世代が続く、世代ごとに価値観も異なると思っています。未来を担う若者への支援について、区のビジョンを伺います。

その上で、私が議会の場で粘り強く議論を重ねてきたBunkyo Night Youth Loungeが重点施策に位置付けられたことを大いに歓迎いたします。夜間に気軽に立ち寄れる居場所は、孤立の予防や早期のつながりを生む重要なセーフティネットです。また、日中、学校や仕事で多忙を極める方や家庭にいづらさを抱えている方にとって、相談のハードルを感じさせないサイドプレイスでなければなりません。本事業では、特定の困難を抱える方に限らず全ての若者を包摂する視点が不可欠ですが、区はどのような利用者像を想定し、いかなる効果を見込んでいるのか。また、そこでの信頼関係をいかに専門的な支援の導線へとつなげていくのか、

区の具体的な構想をお伺いいたします。

あわせて、運営頻度についても提言いたします。本事業は週一回・金曜日夜の運用から始まることですが、若者の孤独や不安は曜日を問いません。中高生の居場所、b・l・a・bがそうであるように、若者が行きたいと思ったときに扉が開いていることこそが、居場所の本質的価値ではないでしょうか。来年度の事業開始を第一歩の起点と位置付け、運営開始直後からニーズを的確に捉え、多頻度実施にかじを切るべきと考えます。単なる継続にとどまらない段階的な拡充に向けたロードマップを明確に示すべきと考えますが、区の見解をお伺いいたします。

次に、子ども家庭支援センターの状況や、支援の具体的な内容についてお尋ねいたします。

本区では、本年度からこども家庭センター機能整備を行い、区内外での切れ目のない支援や、特定妊婦支援の更なる強化について、子ども家庭支援センターが中心となり、子ども家庭支援の充実を進めてこられました。私としても、かねてから子どもたちを児童虐待や、不適切な保護者の関わりから救うための区の取組について、注視しながら質疑を通して応援をしております。

本年度には、区児童相談所も設置され、区として児童虐待防止対策を一段と進めていく中で、痛ましい児童虐待ができる限り起こらないようにすること、それはすなわち、保護者と子どもとの不適切な関わりが起こる前後に、できるだけ早い段階で行政の支援を入れ、事態を深刻化させないことが、児童虐待を重篤化させない、非常に重要な業務であると考えております。そのためにも、子ども家庭支援センターによるこども家庭センターとしての機能と活動は、子どもたちの福祉を守るために、とりわけ充実すべき施策であると考え

ております。

そこで、伺います。

区は本年度にこども家庭センター機能を整備した後で、行っている支援の現場を踏まえて、具体的に覚えてきたこれまでの成果と、今後克服すべき課題について、どのように認識しているのでしょうか。また、認識している課題を解決に導くための方策は、現在ではどのように検討されているのか、また今後の支援の充実に向けたより実効的な施策として、どのように方策を実施していかうとしているのかについてお尋ねいたします。

特に、こども家庭センターの運営に当たっては、地域に密着し、妊娠期から切れ目のない予防的な子育て支援や、児童相談所との連携窓口となる、区の中でより身近な総合支援拠点となることが求められています。文京区においては、子ども家庭支援センターとともに、区の中に保健所があることも、大きな強みであると考えております。保健サービスセンターの保健師が、こども家庭センターとしてキャッチした特定妊婦や乳幼児について、子ども家庭支援センターと連携して、どのように支援を入れていく流れとなっているのか、その業務の具体的な流れをお示しくください。

大人たちが様々な状況の中で、戸惑うことが増えていると思われる昨今、決して置き去りにしてはならないのは、未来を担う子どもたちが、確かな希望を持ち、本区で健やかに育っていくことであると確信しております。そのためにも、本区の子ども家庭支援体制として、子どもを養育の困難や、虐待などから守るためのより初動的、予防的な支援の充実が欠かせないと考えますが、区長の決意をお聞かせください。

次に、情報公開制度について伺います。

区では、情報公開制度で区民の知る権利を保障し、説明責任をしっかりと果たしていると評価いたしております。ただ、近年、他の自治体でも例がありますが、特定の住民の方が、大量に請求するなどで請求件数が制度開始当初と比べて、大幅に増えているとの調査研究を発表した例がありました。

そこで、本区の情報公開請求の件数は、どのように推移してきているのでしょうか。過去三か年の状況をお示しください。また、特定の方から、一年間の請求が最も多かったのは何件だったのでしょうか。伺います。

情報公開請求を否定するつもりは、全くありませんが、どの自治体でも人材が不足しがちで、職場も本来業務に追われている中で、情報公開請求がなされ、なおかつそれが大量請求だったとしたら、さすがにどんな職員でも疲弊してしまうのではないかと危惧しております。私個人としても、職員の皆さんには、喫緊の行政課題の解決に全力を注いでいただきたいと願っておりますが、実際のところ、本区でも情報公開の大量請求が出ているのではないかと想像しますが、今後、情報公開の適正な運用に向けて、何らかの見直しを進めていくお考えはあるのでしょうか。伺います。

最後に、区の広報について伺います。

区民の皆さんが区政を理解し、区の政策に参画していくためには、広報活動がその生命線であることは言うまでもありません。区がどのような課題意識を持ち、どのような未来を目指していくか、それを区民の皆様にいかに正確に、そして魅力的に伝えていくか。広報戦略は、区政への信頼と区民の共感を醸成する上で極めて重要であると認識しております。

さて、本年度、区はこれまでの広報課から、組織名称を広報戦略

課へと変更されました。単なる名称変更にとどまらず、戦略という言葉を用いたことは、従来の受動的な情報伝達から、より能動的に、区を目指す姿を区内外に発信していくという、区の強い決意と方向性が込められていると拝察いたします。

そこでまず、広報戦略課への組織変更に当たり、改めてその目的はどこにあったのか、区長の御見解をお伺いいたします。単に情報の発信をするだけでなく、区民の皆様の区政に対する関心や理解を高めることや、行動変容を促すことなど、具体的な戦略として、何を重視されたのか、お示しください。

次に、その目的に向けて、この間、具体的にどのような取組が行われてきたのか。そして、その取組は果たして当初の目的を達成できたと言えるのかを伺うとともに、次年度に向けた展開についても伺いいたします。

以上で私の質問を終わります。

御清聴ありがとうございました。

〔成澤廣修区長「議長、区長」と発言を求む。〕

○議長（市村やすとし） 成澤廣修区長。

〔成澤廣修区長登壇〕

○区長（成澤廣修） 名取議員の御質問にお答えします。

最初に、令和八年度当初予算に関する御質問にお答えします。

まず、予算規模についてのお尋ねですが、歳入においては、課税所得水準の堅調な推移等により、特別区税について、過去最大となる約四百五十七億円を見込むとともに、特別区交付金についても、普通交付金及び特別交付金共に増収が見込まれるため、同様に、過去最大となる三百六億円を見込んでおります。

これら歳入の根幹を占める予算が増加する中、歳出においても、

五十四の重点施策を中心に、主要課題の解決につながる施策を的確に予算に反映するとともに、物価高騰対応に要する経費や人件費、扶助費及び投資的経費などを予算計上した結果、過去最大規模となる当初予算案となっております。

次に、特別区税等についてのお尋ねですが、課税所得水準については、都の毎月勤労統計調査に基づく令和七年の給与水準を六年と比較するとともに、区の納税義務者数の増加や納税義務者の所得層の構成の推移を分析して試算した結果、堅調に推移することを見込んだものです。

また、納税義務者は、国籍を問わず、一律に所得に応じて課税されるため、国外から転入する外国人住民だけの税収を把握することは困難ですが、区人口統計における外国人住民の増加を踏まえ、税収に一定の影響があるものと認識しております。

なお、今後の特別区税収入については、令和十五年まで緩やかに増加傾向が続くと想定しておりますが、引き続き、国や社会経済の動向等を注視しながら、的確に見込んでまいります。

次に、特別区交付金の増収要因についてのお尋ねですが、令和八年度の都区財政調整フレームにおける交付金総額については、その原資となる市町村民税法人分の増収を背景に、前年度比四・三%、約五百五十五億円が増となることを見込まれております。

また、特別交付金については、システム改修や公共施設整備に係る経費等の積極的な申請につなげた結果、本年度の申請額は前年度比約百五十二億円の増で、約二百十三億円となっております。

このような背景を踏まえ、普通交付金及び特別交付金共に増収となることを見込み、合わせて前年度比一〇・五%増となる三百六億円を見込んでおります。

次に、物価高騰対策についてのお尋ねですが、消費者物価指数の上昇傾向が続く中、食料品やエネルギー価格の高騰は、家計負担の増大と消費抑制につながり、また、為替相場の変動等による原材料費等の価格高騰は、中小事業者の経営を圧迫し、地域経済に大きな影響を及ぼしていると認識しております。

こうした状況を踏まえ、令和八年度予算編成においては、デジタル商品券発行业業や、介護保険サービス及び障害福祉サービス事業者などに対する光熱費補助の対象者拡大等に取り組み、総額約六億円を計上しております。

さらに、小学校、中学校の入学準備時における保護者の経済的な負担軽減策や、修学旅行関係経費の補助などにも取り組んでおります。

引き続き、国や都の動向を注視しつつ、地域の実情や区民の生活実態を把握しながら、更なる支援策の充実・強化に努めてまいります。

次に、今後の財政運営についてのお尋ねですが、総基金残高は減少傾向にあるものの、子育て支援や高齢者施策の充実及び防災対策の強化や公共施設の老朽化対応などは、取り組むべき喫緊の課題と認識しております。

施策の効果や優先度を精査し、より実効性の高い手法への転換を図るとともに、国や都の予算編成の動向を注視しながら、これまでに以上に歳入の確保に努めてまいります。

あわせて、社会経済情勢の変化を捉え、中長期的な視点で、計画性と弾力性のある財政運営を行うことが、財政の健全性の確保につながるかと考えております。

職員一人一人が財政運営の担い手としての高い意識を持ち、各部

における自主的・自律的な予算の編成に取り組みとともに、総基金と起債残高のバランスなどの状況を的確に把握してまいります。

次に、区職員に関する御質問にお答えします。

まず、定年前の退職予定者数についてのお尋ねですが、昨年度中の勧奨退職者数は十五人、再任用職員を除く普通退職者数は六十人で、本年度についても同水準となる見込みです。

次に、役職定年についてのお尋ねですが、六十歳以降のキャリアデザインを描き、モチベーションを保ちながら活躍していけるよう、管理職を含む職員を対象に、意欲の醸成を図るための研修を実施しているところです。

また、役職定年となる管理職については、配属希望先等の確認を目的とした意向調査の内容や本人のこれまでの経験等を踏まえ、管理職として培った能力を最大限に発揮できる職場に配置することとしております。

次に、障害者の文化芸術活動支援に関する御質問にお答えします。

まず、成果と課題についてのお尋ねですが、本年度は、街なかアートプロジェクトやArt Brutt（アール・ブリュット）Bunkyoにより、作品の制作支援や展示機会の創設とともに、がんばるお店応援キャンペーンにおいて制作者に使用料を還元する仕組みを構築し、障害のある方の文化芸術活動と地域社会をつなぐ試みを行ってまいりました。こうした取組を通じて、創作意欲の向上や、障害及び障害のある方に対する理解が促進されたと認識しております。

一方で、施設利用者以外の方の参加機会や作品の確保が課題となっているため、来年度の街なかアートプロジェクトとArt Brutt Bunkyoでは、対象を区内在住・在勤・在学の方に広げ

て、公募を実施してまいります。

また、オープンアトリエの設置については、引き続き他自治体の事例等を参考に研究を進めてまいります。

なお、芸術作品の利活用や経済的な対価を得られる仕組みづくりについては、専門性を持つ民間事業者に委ねることが、作品の多面的な価値を引き出し、より公正な評価につながるものと考えております。

次に、研修の実績等についてのお尋ねですが、区では、区内障害者通所施設及び区の職員を対象に、障害者アートに関する先進的な取組事例をテーマとした研修を実施しました。その中で、民間企業の事例として、障害のある作家を対象としたアートコンテストなど、才能を披露できる機会が紹介され、参加者からも参考になったという声を得ております。

今後とも、民間企業の知見を生かした講座等により、障害者の文化芸術活動を支援してまいります。

次に、災害時等におけるドローンの活用についての御質問にお答えします。

発災時に、より実効性の高い応急対応を可能とするため、ドローンを活用した支援体制について検討を行い、特に迅速な初動対応が必要となることから、この度、区内に所在する二団体と協定を締結したところです。

本協定は、被災地等における調査・情報収集を始め、物資の運搬や操縦者及び機体の派遣等、様々な支援を受ける内容としております。発災時は、区からの協力要請を受け、協定事業者がドローンによる支援活動を行うことで、迅速かつ円滑な初動対応につながるかと考えております。

また、協定事業者は、ドローンの運用における安全性の確保や関係機関との調整を含めた運用面について、専門的な知見を有しておりますので、平常時から訓練等を通じた連携を行い、区のドローンに関する知見を深めてまいります。

なお、区がドローンを所有することについては、機体の維持費用や継続的なパイロット育成のほか、平時利用における航空法の制約等、様々な課題があるため、現在のところ考えておりませんが、協定事業者との連携等を通じて、引き続き効果的な活用を努めてまいります。

次に、若者支援に関する御質問にお答えします。

まず、基本的な姿勢についてのお尋ねですが、若者施策は、対象となる人の生活態様が広範であるため、一人一人の状況に応じた支援を適切に提供するとともに、若者が自分らしく安心して過ごし、未来に希望を持てる環境を整備することが重要であると認識しております。

そのため、来月策定する文京区若者計画に基づき、今後も若者の声を踏まえ、計画に掲げた取組を着実に進めてまいります。

次に、組織改正についてのお尋ねですが、こども未来部への名称変更は、子どもとその未来を中心に置き、若者期までを見据えて取組を進めていく姿勢を明確にしたものです。

区民や現場の支援者に対しては、SNS等も含めた効果的な広報手段を活用し、この姿勢を分かりやすく示すとともに、子育て支援計画や若者計画等に基づく、基本的な考え方と取組の方向性を広く周知してまいります。

次に、こども未来部の体制についてのお尋ねですが、新設する二つの課は、単なる分担ではなく、政策と支援が迅速に連動できる体

制を目指すものです。

こども若者政策課は、広い視点でニーズを捉え、子育て支援計画や若者計画等に基づく施策の方向性のつとり、適切に進行管理を行うとともに、関係部署との連携を通じて、施策を着実に推進してまいります。

一方、こども若者支援課は、各種補助事業や給付事業などの子どもや若者の支援を担い、一人一人の状況に応じた、支援を実施してまいります。

これにより、施策の企画・推進と具体的な支援を有機的に連携させ、よりきめ細かな施策を展開するとともに、両課が情報を常に共有し、現場の状況を施策の点検・改善に反映させることで、切れ目のない支援体制を構築してまいります。

次に、若者支援の課題等についてのお尋ねですが、若者が抱える課題やニーズは、複雑化・多様化しており、孤独や生きづらさといった目に見えにくい困難を早期に捉えることや、必要な支援と情報を適切に届けることが重要な課題であると認識しております。

そのため、新たな組織体制の下、若者計画の施策を着実に実施していくことに加え、実施状況を検証し、改善を重ねることで、全ての若者が充実した生活を送ることができる社会を実現できるよう、取り組んでまいります。

次に、若者の居場所事業についてのお尋ねですが、本事業は、困難や課題を抱える方に限定することなく、学校や仕事帰りの方、子育て中の方など、多様な若者が夜間に気軽に立ち寄れる居場所を提供してまいります。

期待する効果としては、若者計画で定める、ライフデザインの支援や、社会的自立への援助と孤立の未然防止、自己実現の機会づく

りを見込んでおります。あわせて、交流イベント等を通じて、同世代とのつながりや地域参画の機会を創出してまいります。

また、心理職等の専門職を配置し、居場所での関わりの中で若者の声を受け止めながら、希望や状況に応じて、区の相談窓口や関係機関と連携し、専門的な相談支援につなげてまいります。

次に、開催頻度についてのお尋ねですが、若者の孤独や不安に対し、必要なときに受け止める場を確保することが、居場所事業の重要な役割であると認識しております。

一方で、本事業は、区として初めて実施することから、まずは安定的な運営を最優先として、週一回実施してまいります。

開所日数を増やすことについては、事業開始後の運営状況や利用者への声、交流イベント等の効果を分析した上で、判断してまいります。

次に、こども家庭センターに関する御質問にお答えします。

まず、機能整備後の成果等についてのお尋ねですが、母子保健及び児童福祉の統括支援員による合同ケース会議を通じて、妊娠中から支援が必要な特定妊婦や子育て家庭に対し、支援状況の確認と専門的知見を集約することで、的確な支援方針の策定から適切な進行管理や、必要に応じたサポートプランの作成を行ってまいりました。このことにより、地区を担当する保健師及び家庭支援員が、より継続的かつ丁寧な相談支援を行うことで、児童虐待の未然防止につなげてきたものです。

一方で、身近な地域での育児や養育に関する相談への対応が課題であると認識しており、地域子育て相談機関の整備等の取組について検討を進めているところです。

今後は、子育てひろばや子育て地域支援拠点を持つ相談機能を活

用して、要保護児童対策地域協議会との連携強化を図り、地域全体で相談から支援につなぐ体制を整備してまいります。

次に、保健師との相互連携等についてのお尋ねですが、本年度からは、母子保健機能と児童福祉機能が、より連携・協力し、妊娠から子育てまで切れ目ない一体的な支援を展開しており、それぞれに配置した統括支援員が、日常的に情報を共有し、支援の必要性や具体的な支援方法等を検討し、地区担当保健師とともに、継続的な支援と定期的な評価を実施しております。

また、児童相談所等に寄せられた相談や医療機関からの情報についても、随時共有し、緊急時にも連携して対応しております。

今後も、全ての子どもたちが安全で健やかに成長できる相談支援環境の整備に全力で取り組んでまいります。

次に、情報公開制度についての御質問にお答えします。

本区における過去三か年の情報公開請求の件数は、令和五年度七百九十七件、六年度八百八十四件、七年度は一月末時点で八百五十八件で、一年間に換算すると千件を超える見込みとなっております。年々増加傾向にあります。

また、この間、同一請求人からの請求件数が最も多かったのは、七年度の一月末時点で百八十一件です。

近年は請求件数の増加に加え、対象文書の特定に時間を要する請求が増えていることも課題の一つと捉えており、今後、情報公開制度の円滑な運用に向けて、制度の見直しも含め検討してまいります。最後に、区の広報に関する御質問にお答えします。

まず、組織名称の変更についてのお尋ねですが、広報戦略課に改称した目的は、伝える広報から、伝わる広報へと進化させることにあります。

現代社会は情報過多であり、単に発信するだけでは、区民に十分な情報が届かず、施策の意図が理解されないという課題がありました。そのため、施策の認知向上を図ることで、区政への関心や理解を深め、区民の皆様が区の施策を積極的に活用する、あるいは区政に参加するといった行動変容へとつなげることを目標としました。

区からの一方的な発信にとどまらず、区民の声に真摯に耳を傾ける広聴と、それを施策に反映し、発信・周知する広報とが相互に作用することで施策の質を高めていけるよう、区民を含めた区全体のコミュニケーションが循環する伝わる広報に戦略的に取り組んでまいります。

次に、次年度の展望等についてのお尋ねですが、この間、既存媒体の見直しと、新たなツールの活用を積極的に進めており、区報では、インパクトのある一面記事や見やすいレイアウトを踏まえた紙面作りを進めてまいりました。

SNSでは新たにインスタグラムを開設し、区の魅力を視覚的に訴求するとともに、動画を取り入れるなど、コンテンツの工夫にも取り組んでいるところです。

これらの取組に好意的な評価を頂くなど、伝わる広報に向けた手応えを感じておりますが、まだ端緒に就いたばかりであり、区民の多様なニーズに応えるためには、更なる創意工夫が必要であると認識しております。

そのため、次年度に向けては、これまでの取組で得られた知見と課題を踏まえ、今後、一層伝わる広報となるよう、各メディアの特性に合わせた活用を進め、特に区のあらゆる情報が集まるホームページについて、区民が必要な情報に速やかにたどり着けるよう、検索性の向上に取り組んでまいります。

また、来年度からは、子どもたちに広報活動に携わってもらってもメディアパートナー事業を実施いたします。参加する子どもたちに区政に関心を持ってもらうとともに、区職員が子どもたちと直接関わることで、子どもたちとのコミュニケーションを实地に学ぶ機会を創出してまいります。

〔名取頭一議員「議長、二十二番」と発言を求む。〕

○議長（市村やすとし） 二十二番名取頭一議員。

○名取頭一議員 自席からの発言をお許しくください。

区長、答弁どうもありがとうございました。

若者計画には私自身も大変期待をしております、今までこの十歳から三十九歳という一番区政と直接の関わりがなかなかない世代の人たちに光を当ててくれたということで、これが成功することによって、いわゆる子育て世代から高齢者まで、本当に分け隔てなく区政の目が行き届く、また、皆さんの声が区政に上がってくる、そんな計画になることを私自身は期待をしております。

そういった流れの中の質問で、様々な広報活動についてですとか、もろもろお話をさせていただきました。是非、文京区が本当に住み続けたい、住んでいてよかったと言える区にもっともっとなっていくように、私どもも努力をしていかなければなりません、区ももっとかき考えていたかと思っております。

ただ、一つ残念なのはドローンで、今のところ、全く考えてないというお答えを頂きました。時代は変わってまいりますので、また様々な変化があったときには提案をさせていただきますと思っております。

本日は誠にありがとうございました。

○議長（市村やすとし） 議事の都合により、会議を暫時休憩いたします。

ます。

午後三時四十分休憩

午後三時四十九分再開

○議長（市村やすとし） これより会議を再開いたします。それでは、休憩前に引き続き一般質問を行います。

〔板倉美千代議員「議長、三十二番」と発言を求む。〕

○議長（市村やすとし） 三十二番板倉美千代議員。

〔板倉美千代議員登壇〕

○板倉美千代議員 二〇二六年二月定例議会に当たり、日本共産党の一般質問を行います。

高市首相は、「国論を二分するような大胆な政策、改革に挑戦していくためには、どうしても国民の信任が必要だ」と解散・総選挙を行いました。しかし、自身の裏金問題、統一教会との根深い癒着など国会論戦から逃げながら、憲法第九条改悪、非核三原則見直し、武器輸出積極的推進、アメリカが要請するGDP比5%、三十兆円規模の最大の軍事費、スパイ防止法制定、外国人対策の厳格化など国民監視と排外主義を強める政策をもくろんでいます。こんな政治に国民は唯々諾々と従うわけにはいきません。

日本共産党は、憲法を真ん中に据え、暮らし・平和・人権、国民のためにぶれずに働く政策を掲げ、訴えてきました。その実現に向けて頑張ります。

台湾有事、存立危機事態発言に続き、政府高官の核保有発言は、唯一の戦争被爆国としての国是である非核三原則を放棄するもので、絶対に容認できません。平和を求め非核平和都市宣言をしている文京区として、非核三原則を堅持するよう国に求めるべきです。お答

えください。

年末年始、我が党文京区議会議員団に寄せられた「お米券どうなるの」との声には、物価高を何とかするという切実な願いが込められています。支援を考えるとときは物価高の原因への認識が問われますが、今の物価高は自然現象ではなく自由民主党政権が積極財政の名で放漫財政を続け、国債増発による異常円安の結果で、失政との認識はあるのか、伺います。

物価高騰給付金は、二〇二〇年を一〇〇とする物価指数が十一月に一二七だったことで一人五千円、住民税非課税と均等割のみ世帯に五千円の給付ですが、区ですら効果は一時的と言わざるを得ません。最新の指数は一二八、生鮮品は一三二・三であり、やはり消費税減税が必要です。日本共産党や消費税をなくす全国の会、消費税廃止各界連絡会は廃止・減税をぶれずに求め、自由民主党の首相も消費税の「二年間限定の食料品税率ゼロの検討加速」と言い出しました。しかし、我が党のように富裕層・大株主への適正課税といった財源対策はなく、実効性を欠きます。区長はふるさと納税など国の税制に物申しているのですから、消費税5%減税と恒久財源措置も求めるときです。伺います。

物価高騰給付金の財源の一部に昨年度の決算剰余金八十億円から留保と称し隠した十・五億円のうち六・六億円を充て、残りの三・八億円は留保したままです。我が党は九月定例会議で留保金全額を暮らし支援にすぐ使えと求めましたが、三・八億円だけでも私たちが十二月二十三日に要求し実施していない住民税非課税と均等割のみ世帯への一万円給付に向け、更に五千円給付、介護と障害施設、子ども食堂への財政支援が可能です。しかし、留保金は二月に国や都へ精算還付する九・五億円に充てると言いますが、運用の理由と

効果について説明を求めます。

自由民主党の失政である物価高から真に住民を守るためには、当初予算に次ぎ、基金や決算剰余金で補正を組み支援すべきですが、区はこの間、財政は量出制入で考えたと答弁しています。量出制入とは支出を量って収入を決めるとの意味で、住民の暮らしと権利を守り、福祉増進を図るため幾ら必要か見積もり、必要な財源を税制や事業再編等を検討し、確保するのが財政との内容で、地方自治法第一条の二地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うとの規定が根拠です。そこで、量出制入の見地は予算編成方針と施政方針のどこに反映したのか、住民に接する職員が予算要求できるよう研修で量出制入の理解を広げるべきです。伺います。

そして、物価高から暮らしを守るためシルバーパスは千円負担とし、介護報酬削減分の補填、後期高齢医療で非課税者の窓口負担ゼロ、補聴器購入補助引上げ、障害者等へのタブレット提供で情報保障、中小零細事業者への固定費支援、小・中学校教材費ゼロ、育成室と放課後等デイサービス無償化、子どもの朝の居場所提供、Bーぐるは運転手・事業者へ支援拡充で便数を戻し、第四と逆ルートと全学生、高齢者と障害者の無料化を求め、それぞれ答弁を求めます。自治体の任務は住民の暮らしと権利を守ることなのに、真っ向反する重大事態が生じています。

一つは千駄木の郷で、雇用継続希望者は採用するとしていた後継法人が、継続を断念せざるを得ないような対応をしており、その結果、雇用の破壊と介護の質の危機に直面しています。

その第一は、職員に生活や通勤時間の大幅変更をさせ、入所者にも負担が掛かる夜勤の改変、次に二年での異動を前提とする、第三

に賃金は下がるとの説明や、専門職の現給補償の調整給四万円できえ二年限りで賃下げも前提としていることや、面接から給与提示まで約一か月も掛かるケースも生じています。これらは区長が答弁し、公募条件とした雇用への最大・極力の配慮が全くなされず重大問題です。答えてください。

また、継続を決めた生活相談員に「長い経験への配慮はない」との説明や、別の相談員に不採用通知を出しつつ、新たな求人は相談員は未経験可として職能や経験を軽視しているかのようです。一月の新聞折り込みチラシではパートのほか、正職員の応募も歓迎と時給で介護職と看護師を募り、結局は正規職が多く七五%以上が勤続五年超である千駄木の郷の人件費削減を法人は考えているのではなにか、伺います。

なお、継続雇用の内定数と率を固定給・時給別で特別養護老人ホーム、放課後等デイサービス、地域包括支援センターごとに伺います。

家族や高齢者からは「今の職員の継続雇用を区議会全員で区長に要請を」、「区の責任で職員全員が継続雇用されるべき」との声が上がっています。尊厳ある仕事を担う雇用とチームが壊されつつある今、区長は十一月に答弁した雇用の安定に極力配慮していただけるよう求めるという受け身の姿勢を直ちに脱却し、区長の自覚と責任で全職員の雇用継承を追求すべきです。決意を伺います。

二つ目の重大事態は、十年を計画期間とし、巨額の税金投入のシックセンター改修八年目となる今年度末に突如、当初計画から九十一億円も増え二百六十五億円に達する改定案を議会報告のみで決定しようとしていることです。

そこで、一、当初、担当部長が五年目に行うと明言した中間見直

しは行わず釈明すらないのはなぜか。二、二〇一〇年の日建設計の予備調査での改修費は二百四十八億円であり、その方が正しく、二〇一七年の当初計画額百七十四億円は過少だったのではないか。三、当初示した百七十四億円の工事項目の一部を改定案では、残り四〇%とし金額を示さないのは、区民の目を欺くもので概算額を示すこと。四、この間の改修実績からシビックセンターは大きな吹き抜けのため高層なのに床面積が取れず、複合施設のため改修は複雑で金が掛かりメンテナンスしにくいので、改善策を練り区民説明会で区民合意を得るまで、実行を先送りすること。五、全三期の改定案から外し改修を見送る項目はあるか。以上、答弁を求めます。

小石川地方合同庁舎が今月完成し、清掃事務所や後楽幼稚園、そして小石川税務署の供用開始も目前です。小石川税務署と北側の宿舍を含めた約二千八百平方メートルの跡地を区が活用するため早急に財務省と交渉するよう繰り返し求めてきましたが、この間、国側とどんな交渉・連絡・情報共有などやり取りしてきたのか、伺います。

今年度、用地・施設マネジメント担当課長を配置し、積極的に民間土地の取得を進めています。小石川税務署の土地活用については移転後に交渉するという立場から進展せず、積極的に活用したいという姿勢が感じられません。なぜですか。移転を前にこの土地について区の考え方をお聞かせください。

高齢者や障がい者向けの公営住宅やグループホーム、育成室や放課後等デイサービスなど不足する福祉ニーズの充足に向け、区として必ず確保するよう強く求め、早急に財務省と交渉すること。伺います。

小石川税務署の後背にあった太平洋戦争中の兵器製造工場である

東京砲兵工廠の遺構・れんが塀が隣の大学の体育館建設後、その一部が損壊されています。戦争遺跡という重要なものがなぜ消失したのか経緯を明らかにしてください。この土地を民間が活用となれば残りの部分の存続さえ危ぶまれます。戦争の歴史を長く後世へ伝えるためにも区が活用するよう強く求め、併せて伺います。

次に、区長は施政方針の冒頭、昨年九州で発生した豪雨災害に言及しましたが、区内でも一昨年七月三十一日、千駄木地区で十分二一・五ミリメートル、一時間換算百二十ミリメートルを超える猛烈な雨により、汐見と駒込地区で浸水被害が発生しています。昨年九月十一日にも都内で時間百ミリメートルを超える雨が降り、消防庁の発表で都内で千二百棟以上の床上・床下浸水被害でした。

そこで、時間当たり百ミリメートル降雨で区内の浸水想定区域は何平方メートルになるのか被害想定を伺います。

都区部の集中豪雨による水害への被害予防対策の必要性は、一層切実です。目黒区は昨年十二月、止水板設置費助成を拡充し、大田区も十二月から止水板設置工事助成をスタート、品川区は今年一月に止水板設置助成を拡充させるなど、昨年末から今年にかけて止水板の設置費助成拡充や事業開始が相次ぎました。文京区でも毎年の水防訓練で止水板が水害対策に有効であることを周知しているので、今こそ止水板設置費の単独助成を行うべきです。伺います。

施政方針では豪雨被害だけでなく、青森県や島根県で強い地震が頻発していると触れ、首都直下型地震に備えるとしています。しかし、区は、避難所の環境確保のための国際的最低基準、スフィア基準に基づく避難所面積の確保は物理的に困難と先送りし、命を守ることに冷淡な姿勢です。一体区長はスフィア基準自体をどう理解しているのか、伺います。

都は昨年三月改定の東京都避難所運営指針で「避難所での快適な避難生活を送るための一人当たりの居住空間や資機材の確保は喫緊の課題」としています。区長も喫緊の課題と捉え、区内のお寺や大学・企業のホールなど民間施設も含め、いつまでにスフィア基準の避難所面積を確保するのか示すべきです。伺います。

また、収容率三二二%の根津小学校や二八一%の江戸川橋体育館、二七九%の指ヶ谷小学校など、避難所面積が致命的に不足している地域は重点的な対策が必要です。その一環として、区が東京大学と進めている避難所に関する災害協定について、協議の進捗状況、本郷、弥生、浅野キャンパスそれぞれで、協定の対象となっている建物の棟数、避難有効面積、収容可能人数についても併せて伺います。

港区と都立六本木高校との協定は学校施設内への収容可能人数を明記していますが、文京区と都立高校との間にはなく、スフィア基準に基づく避難所面積が致命的に不足している現状を受け、向丘高校、小石川中等教育学校、竹早高校、工芸高校と避難可能人数や避難有効面積を明記した協定に改定すべきであり、改定に向けた都立高校との協議の実施状況と併せて伺います。

区長は施政方針で都の方針に合わせて災害用トイレの備蓄・整備を進めるとしていますが、トイレだけではなく食料備蓄についても三日分の確保を区独自に行うべきです。伺います。

今、区内では、家賃上昇が止まらず、賃貸も分譲も高過ぎて住居費が家計に重くのし掛かる事態です。ある会社員の方は、「子どもから自分の部屋が欲しいとせがまれるが、賃貸も分譲も高過ぎて身動きが取れない」と言います。若者実態調査では三十五から三十九歳の人口減の原因を分析するために、若者調査の自由記載された声を具体的に示して説明してください。伺います。

また、お金の不安や悩みのある費用は、全体で見ると居住費が六一・九%と最も高く、子育て世帯の人口減と居住費の高騰について、認識を伺います。

区長は施政方針で、全ての区民に住んでいてよかった、これからも住み続けたいと思っただけのよう取り組むとしていますが、新年度予算案には、従来の高齢者世帯移転費用等助成、すみかえサポート事業、すまいる住宅事業等だけで、居住福祉向上のための新しい事業は見当たりませんが、その理由とこれら三事業の過去五年の実績件数と額を伺います。

ニューヨーク市長に就任したゾーラン・マムダニ氏は、居住福祉において手の届く生活コストを重視し、住宅賃料の据置き、二十万戸の公的補助付き家賃規制住宅の建設計画や家賃値上げの凍結方針も掲げ、資本主義大国の大都市でも居住福祉は自治体の重要施策です。

区の住宅基本条例附帯決議は、区民が安心して住み続けられるために、積極的に公共的住宅の確保・供給に努められたいとありますが、区長はこの決議をほごにし、旧区立根津一丁目住宅を売却し居住者を追い出しています。明渡し訴訟で区の主張する賃貸借の解除理由は、裁判所で正当事由としては弱いと評価されたことが分かり、重大な反省が求められます。伺います。

千代田区では来年度、子育て世帯や高齢者向け住宅を供給する目的で、空き家を改修しての賃貸物件や、事務所を住宅に転用する場合、最高で一千万円を補助し、二割から三割安い家賃の住宅提供の方針です。区内にも八千戸の空き家がありますから、これを活用し、区内業者への発注を条件に改修費用を助成して一定数を借り上げ、家賃補助も行うなど、具体的施策を講じ、空き家対策にも踏み出す

べきです。伺います。

生活保護利用者は、区内で五万三千七百円の住宅を探すのは至難の業で、ましてやお風呂付きでこの家賃は区内にはほとんどありません。区長会の国への特別独自要求で、生活保護基準の設定に対し、昨今の社会的変化に伴う大都市の実態に即した住宅扶助の見直しをすることとの要望が出されています。住宅扶助を港区のように六万九千八百円に引き上げるよう求め、伺います。

都知事が都の埋立地（新海面処分場）があと五十年ほどで満杯になるという理由で二十三区の家庭ごみ有料化の検討を表明しました。区長はこの知事発言をどのように受け止めますか。伺います。

二十三区収集の可燃・不燃・粗大のごみ量はコロナ禍の二〇二〇年から減り続けています。一月の全員協議会では議長会の報告があり、ごみ量が減っているのになぜ今有料化なのかという意見が多数とのことでした。区長も物価高対策が重大課題の下、有料化は反対と明言すべきです。お答えください。

地域では、有料化で不法投棄や指定日以外のごみは残され、結局は地域住民の負担が増えるという意見も寄せられています。有料化した自治体では、一時的にごみ量は減ったが、元に戻った例もあり、ごみ減量にはつながっていません。それよりも、事業系のごみ減量の推進とごみの分別収集こそ注力すべきです。伺います。

可燃ごみの約四割は生ごみです。ニューヨークでは歩道に四百個以上の生ごみ用スマートポストを設置し衛生局が回収しています。区も生ごみの回収・資源化に積極的に取り組むべきです。伺います。

モノ・プラン文京には食品ロスを減らす対策はたくさん書かれています。生ごみは水切りへの協力のみです。また、文京区家庭用

生ごみ処理機等購入費補助金交付要綱には、生ごみ処理機等から生成した減量ごみ又は堆肥を自ら適正に処理できる者とされていますが、都内や近県の農業協同組合などと連携して処理方法を検討し、具体的処理ルートを開拓して、多くの区民が取り組めるようにすること。伺います。

次に、国民健康保険法は制度の目的を社会保障の向上に寄与すると規定しています。区長は九月定例議会で国民皆保険制度の最後のとりでであり、国の社会保障体系の中核の一つと答弁しましたが、区の国民健康保険料は二〇〇七年と二〇二五年では均等割は三万五千円から四万七千三百円へ一・三倍に、限度額は五十三万円から六十六万円へ一・二五倍と大幅にアップしています。

来年度の国民健康保険料について都は昨年十一月の国民健康保険運営協議会で、各市町村が保険料を定める際の基礎となる納付金額の総額を、国の仮係数に基づいて四千四百六十億円と試算し、今年度比で百十九億円増額することを明らかにしました。そこには、来年度から新たに課せられる子ども・子育て支援納付金九十一億円を加え、これを基にした国民健康保険料は、自治体独自の法定外繰入れを行わない場合、一人当たり十九万一千六百八十二円となり、今年度の十七万九千八百五十六円と比べ一万一千八百二十六円もの大幅値上げです。

来年度の国民健康保険料は、二〇二四年度と比べ幾ら増えるのか、伺います。

社会保障の中核の一つならば、引下げのために抜本的な区独自の財政支援をすべきで、そのためには、保険料軽減措置としての法定外繰入れを継続する必要性を認めるべきです。伺います。

なお、来年度からの子ども・子育て支援納付金は各医療保険の保

除料への上乗せではなく、軍事費増をやめ、税金の使い方を変えて、国が全額負担するよう要求すべきです。伺います。

国民健康保険加入者は自営業、フリーランス、無職、パートなどの所得水準が低い方が多く、保険財政は慢性的にひっ迫しています。物価高騰に加え国民健康保険料が更に大幅に引き上げれば、被保険者の負担能力をはるかに超え、払いたくても払えず最後のとりで機能は完全に失われ、住民の命と健康を守るべき医療保険制度が、生活苦を増大させ、医療を奪うことになるという認識はありますか。伺います。

多摩市は来年度から未就学児の均等割の被保険者負担をゼロにします。文京区でも可能であり、さらに十八歳までの均等割ゼロを検討し実施すべきです。併せて伺います。

国が二〇二七年度に実施を検討する子どもの均等割軽減は、十八歳未満までをゼロへと拡充し、来年度から実施するよう国に求めるべきです。伺います。

国民健康保険料が上がり続ける原因は、自由民主党政権が軍事費を増加させる一方、国庫負担割合を削減し続け、社会保障としての責任を果たさないことにあります。国に対し、区市町村への法定外繰入れ解消の押し付けをやめ、均等割の廃止、協会けんぽ並みに引き下げ、公費投入の拡充や抜本的な制度改革を求め、都へも独自の財政支援を拡充するよう求めること。併せて伺います。

日本共産党東京都議会議員団と二十三区区議会議員団は一月十五日、区長会に国民健康保険料値上げストップを申し入れました。その際、文京区議会議員団から「子ども・子育て支援納付金を国民健康保険に課すことは国民健康保険法の趣旨から逸脱しているのでは」とただすと、区長会の事務局長は「制度にゆがみが出ている」と説

明しました。区長も同様の認識か、伺います。

最後に、昨年十二月十六日、環状三号線延伸計画に反対する会が廃止を求める署名七百十七筆を都知事に提出し、私たち日本共産党文京区議会議員団、福手ゆう子都議会議員も参加しました。

私は、都が二〇一九年から二〇二一年の三年間で二千九百万円を投入し、道路予定地の三か所で地質調査や基本設計を行いました。ボーリング調査の目的や結果が区に説明されず、住民にも知らされず大問題で、このまま計画を進めるべきではないと要求しました。

対応した都市整備局の担当者は、大深度は、一般道路では沿道とのアクセスが重要であり難しいとする一方、「現地を歩いて、閑静な地域と認識している。起伏が激しいところもあり、道路整備は難しい印象」と言いながらも、「必要な計画だ」とあくまで計画推進に固執する発言でした。ですから、十二月十九日公表の東京における都市計画道路の整備方針（案）で環状三号線は廃止を求める区民の声が反映されず、計画内容再検討路線とされました。新たな整備方針（案）は中間のまとめからの期間が短く、区は、環状三号線について検討会議でどのような意見を述べてきたのか、伺います。都は、道路建設の効果だけで決めていますが、人口減少の社会に向かう今日、地域の合意形成、影響、代替策、進め方の納得、その全部がそろって初めて進められるもので、新たな道路計画は、高い住まい、環境や街並みなど地域が長い時間を掛けて育ててきたものにも大きな影響を与えます。だからこそ、必要性だけではなく、影響も含めて、納得できる情報と議論の場が欠かせません。区長の認識を伺います。

環状三号線の廃止を求める区民と議会の意思は一九八〇年から明確です。改めて東京都に廃止を求める意見書を出すべきです。お

答えください。

○議長（市村やすとし） 板倉議員に申し上げます。質問時間を超えていますので、速やかに終了を願います。

○板倉美千代議員 以上で終わります。

〔成澤廣修区長「議長、区長」と発言を求む。〕

○議長（市村やすとし） 成澤廣修区長。

〔成澤廣修区長登壇〕

○区長（成澤廣修） 板倉議員の御質問にお答えします。

最初に、非核三原則についての御質問にお答えします。

区として国に意見を申し上げる考えはございませんが、平和首長会議の一員として、引き続き、核兵器廃絶や世界の恒久平等の確立に向けた取組を推進してまいります。

次に、物価高に関する御質問にお答えします。

まず、物価高の要因についてのお尋ねですが、物価高については、世界的な物価の上昇、円安の影響、物流費や人件費の上昇など多くの要因があり、それに対する国の政策等は、様々な議論や国内外の情勢等を踏まえて進められているものと認識しております。

次に、消費税減税等についてのお尋ねですが、消費税等の税制については、国において議論がなされるべきものであり、国に対し意見を申し上げる考えはございません。

次に、決算剰余金に係る財源留保についてのお尋ねですが、本区の財政運営においては、地方財政法の趣旨に基づき、前年度決算剰余金の一部を留保し、年間を通じた突発的な財政需要や、国及び都支出金に係る精算還付などの支出に備える財源としております。

これにより、財政における一定の弾力性の維持と安定性の確保につながるものと考えております。

今般の食料品等物価高騰対応給付金の実施についても、国の重点支援地方交付金に加え、九月補正予算で財源留保した約十一億円のうち、約七億円をその財源として充当しており、区民の暮らしと地域経済を支える取組が着実に進められているものと考えております。なお、例年、二月補正予算においては、地方自治法の規定に基づき、前年度決算剰余金の総額を繰越金としてお示ししており、適切な財政運営を行っております。

次に、量出制入についてのお尋ねですが、量出制入は、住民の福祉の増進を図ることを目的とした財政需要に対し、必要な財源を確保する、財政の基本的な原則であると認識しております。

その上で、予算編成方針及び施政方針は、毎年度の区政運営の基本的な方向性や重点的に取り組むべき分野を示すものであり、これらに掲げる質の高い区民サービスの提供を基本に、予算編成においては、現場の視点を重視した各部の主体的・自律的な取組による予算要求の下、真に必要な施策を予算化し、その着実な実施に取り組んでいるところです。

引き続き、職員一人一人が研修等を通じて財政運営の担い手としての高い意識と知識を身に付け、更なる区民サービスの向上を図ってまいります。

次に、区の物価高対策についてのお尋ねですが、シルバーパスについては、都において、昨年十月より本人負担額が大幅に軽減されていることから、区として追加の補助は考えておりません。

介護保険サービスについては、介護報酬等により運営されることの基本であり、令和八年度の介護報酬改定により、九年度の改定を待たずに、介護職員の賃上げが実施される予定になっております。

そのため、現時点において、介護報酬について減収分を補填する

考えはございません。

後期高齢者医療における窓口負担については、法令により一部負担金の割合を定めていることから、区独自に廃止する考えはございません。

補聴器購入費用助成については、本年度より、助成限度額を引き上げるとともに、対象者の非課税要件を撤廃するなど、制度を拡充したため、現時点で助成限度額の更なる増額は考えておりません。

障害者等へのタブレット端末の給付については、様々なアプリケーションが開発されるなど、社会環境が変化していることから、先行事例の情報収集を進めているところです。

中小零細事業者の固定費支援については、持続可能性向上支援補助や各種認証取得費補助等により、生産性向上や省エネ化等、中小企業の経営基盤強化につながる取組を継続して支援しております。

また、区内店舗に対する物価高騰対策支援として、がんばるお店応援キャンペーンに取り組む各店舗に、電力・ガス・原材料費等の助成を行っているため、企業の固定費に対する新たな補助事業を実施する考えはございません。

学用品等の無償化については、就学援助制度により、支援が必要な世帯に対して、一定の経済的な負担の軽減が図られているものと認識しており、現時点で実施は考えておりません。

なお、新たに入学準備金の給付を行うことで、教育費の保護者等負担の軽減を図ってまいります。

育成室保育料については、受益者負担の観点からも、無償化する考えはございませんが、所得区分等に応じた減免制度を設けております。

放課後等デイサービスの利用者負担については、区独自の軽減に

ついて実施する予定はございませんが、引き続き国や都、他の自治体の動向を注視してまいります。

朝の子どもの居場所については、一部の小学校において、地域住民の協力の下、児童の体力向上や遊び場の提供を目的として取り組んでおり、見守り員への謝礼金等の支援策について、検討を進めているところです。

Bーぐるについては、運転士不足の状況にあることから、運行事業者の行う人員確保策の支援に努めてまいります。

また、白山・千石・大塚地区の公共交通不便地域への対応については、コミュニティバスのみを前提とした検討は行っておりません。さらに、逆ルートについては、公共交通不便地域の解消につながる必要があることに加え、公益性と経済性のバランスや採算性にも配慮する必要がありますなどから、考えておりません。

加えて、全ての学生、高齢者及び障害者の無料化については、運行開始以来、誰でも百円という料金を設定し、運行を継続していることから、実施する考えはございません。

次に、千駄木の郷の事業引継ぎについての御質問にお答えします。本年四月からの千駄木の郷の運営については、次期運営法人が法令にのっとって対応するものと認識しており、適切に進められていると考えております。

また、継続雇用の内定数等については、次期運営法人において、募集を継続しており、確定していないことから、現時点で具体的な人数はお答えできません。

なお、雇用への配慮については、積極的な採用に向けて、面接につながっていない職員へアプローチする等、今後も丁寧に対応していくと、次期運営法人からも聞いており、区としても、引き続き雇

用の安定に最大限の配慮を求めてまいります。

職員の雇用の決定については、事業者において、主体的な判断がされるものと考えておりますが、区としても、利用者や御家族の不安を解消し、介護サービスが安定的に運営されるよう努めてまいります。

次に、シビックセンター改修についての御質問にお答えします。

中間見直しについては、新型コロナウイルス感染症の影響により、当初想定していた進捗状況と異なる状況となったため、検証を行っております。

また、平成二十二年当時に示した改修費については、二十九年のシビックセンター改修基本計画での前提条件や工事内容が異なっていることから、過小に見積もったものという御指摘は当たらないものと認識しております。

さらに、近年の物価高騰等の状況を踏まえると令和十五年度以降の工事費を高い精度で見込むことは困難であり、概算額はお示しできません。

加えて、本改修は、予防保全の観点から必要なものであり、今回改定する改修基本計画に基づき、進めてまいります。

なお、中層階及び低層階の執務フロア改修等については、緊急性や優先度を踏まえ、十五年度以降、実施することとしております。

次に、小石川税務署跡地についての御質問にお答えします。

国有地の活用に当たっては、従前より、本区の行政需要や用地の状況について、国との情報共有に努めております。

本国有地については、国において利用方針が決定した際に、区に情報提供がなされるものと認識しており、現時点では具体的な協議を行う段階ではございません。

用地の取得・活用に当たっては、将来的な行政需要や区民ニーズ等を考慮しながら、総合的に検討してまいります。

なお、小石川税務署隣地の建設計画の経緯については、区として承知しておりません。また、議員御指摘の工作物については、国の敷地に位置しており、区における活用は考えておりません。

次に、災害対応に関する御質問にお答えします。

まず、区内の浸水想定区域等についてのお尋ねですが、区内の間雨量百ミリメートルの降雨量を想定した浸水区域等は把握しておりませんが、都では、一時間最大雨量百五十三ミリメートル、二十四時間総雨量六百九十ミリメートルの想定最大規模の降雨を基に、神田川流域の浸水想定区域や雨水出水浸水予想区域等を公表しております。区では、この区域図に基づいてハザードマップを作成し、周知に努めているところです。

次に、止水板設置費の助成についてのお尋ねですが、区では、水害時の浸水防止対策として、土のうを貸与するほか、居住者に高齢者又は障害者を含む住宅の修繕工事に際して、止水板の設置助成等を行っております。現時点で、新たな助成を行う予定はございませんが、水害のリスクが高まっている現状や、自治体の状況も踏まえ、有効な浸水防止対策について、研究してまいります。

次に、避難所の収容基準についてのお尋ねですが、都の避難所運営指針では、避難所において、不安やストレスのない避難生活を送るために必要な居住空間の確保が課題とされ、将来的に目指すべき基準として、スファイア基準に準拠することが示されております。

本区においては、想定される全ての避難者に対して、この基準を適用することは物理的に困難ですが、災害関連死を防ぐためにも、十分な居住スペースの確保は喫緊の課題と認識しております。

高齢者や障害者、妊産婦等、支援の必要性が高い避難者に配慮した居住スペースの確保に努めるほか、今後、時間の経過とともに優先すべき基本的な考え方を整理し、現在改訂中の避難所運営ガイドラインに明示してまいります。

また、将来的に都が示す基準に近づいていけるよう、継続して、二次的な避難所の確保や、在宅避難の推進による避難所避難者数の抑制にも取り組んでまいります。

次に、東京大学等との協定についてのお尋ねですが、東京大学とは、御殿下記念館地下二階の一部を避難施設とする協定を締結する予定であり、面積は千六百六十五平方メートル、受入可能人数は四百七十五人になります。

また、都立高校とは、災害協定締結後、避難有効面積等について毎年確認を行っており、今後は、具体的な受入可能人数についても協議を進めてまいります。

次に、食料備蓄についてのお尋ねですが、区では、都と連携し、被害想定における避難者数の三日分を備蓄しており、今後とも、適切な備蓄に努めてまいります。

次に、居住関連施策に関する御質問にお答えします。

まず、若者調査等についてのお尋ねですが、若者調査における住まいに関する主な自由意見として、家賃や不動産価格の高騰に対する不安や子育て世帯や現役世帯向けの家賃補助の創設、経済的事情による文京区からの転出の検討などがあり、居住費や住まいに関する不安等が多いということは承知しております。

なお、子育て世帯の人口動向は、居住費の負担だけでなく、出生数や転出入などの複合的な要因によるものと認識しております。

次に、文京すまいるプロジェクトについてのお尋ねですが、本年

度から家主謝礼の設備加算金を増額したところであり、来年度の追加事業はございません。

なお、過去五年の実績については、移転費用等の助成は、令和二年度二十二件、約三百四十八万円、三年度十六件、約三百七十万円、四年度二十四件、約二百九十四万円、五年度十一件、約二百四十四万円、六年度十三件、約二百二十五万円となっております。

すみかえサポート事業は、二年度五件、七万五千六百円、三年度二件、三万円、四年度一件、三万六千円、五年度ゼロ件、六年度二件、二万四千六百円となっております。

すまいる住宅登録事業は、二年度の住宅登録三十一件、成約十六件、約九百六十万円、三年度の住宅登録三十件、成約十四件、約九百四十六万円、四年度の住宅登録五十六件、成約二十三件、約一千三百九十六万円、五年度の住宅登録三十一件、成約十七件、約一千八百六十五万円、六年度の住宅登録五十五件、成約二十五件、約二千二百五十五万円となっております。

次に、旧区立根津一丁目住宅についてのお尋ねですが、区立住宅事業を含む定住促進型の施策は、人口や世帯数が回復し、住宅ストック数も増加しているため、一定の役割を果たしたことから、区立住宅条例廃止の議決を頂きました。

事業の終了に当たっては、入居者に丁寧の説明し、御理解いただきながら進めてまいりました。

その後、御理解いただけなかった二名に対し明渡しを求める訴訟を提起しましたが、裁判所を介して話し合いを重ね、区議会の議決を経て和解が成立いたしました。

今後も、住宅ストックの活用を通じ、誰もが安心・快適に暮らせる住まいづくりを推進してまいります。

次に、空き家対策についてのお尋ねですが、区では、所有者による空き家の適正管理及び区民の空き家利活用を支援しており、空き家の借上げや、新たな家賃補助制度について実施する考えはございません。

次に、生活保護受給者の住宅扶助についてのお尋ねですが、これまでも、生活保護受給世帯に車椅子を使用する障害者がいるなど、通常より広い居室を必要とする場合や、従前からの生活状況によって転居が困難と認められる高齢者等に対しては、特別基準の適用の可否を判断しております。

区内には基準内の家賃の物件が一定数あることから、一律に特別基準を適用する考えはございませんが、昨今の社会状況の変化に伴う大都市の実態を踏まえ、住宅扶助基準の見直しについて、区長会に提案しているところです。

次に、ごみの有料化についての御質問にお答えします。

特別区は最終処分を都に委託しておりますが、平成十二年の移管以降、収集・運搬を含め、特別区が清掃事業を担っております。

したがって、家庭ごみの有料化については、特別区が主体的に検討すべき課題であると認識しております。

家庭ごみの有料化については、家庭ごみの減量や区民のごみ問題に対する意識の向上が期待できるため、実現に向けた検討が必要である一方、区民生活への影響も大きいことから、区長会においては、都知事の発言以前から、議論を重ねているところです。

特に、実施に当たっては、不適正排出や不法投棄の防止に向けた取組など、様々な課題が想定されることから、慎重な検討が必要と考えております。

また、事業系ごみ削減施策についても、区長会において、検討し

ているところです。

区では、生ごみの減量策として、水切りの啓発や専門家を招いた講座の実施などに取り組んでおりますが、資源化については、今後の研究課題と考えております。

家庭用生ごみ処理機等については、生ごみの発生抑制や減量に効果的であり、堆肥の適切な処理方法を検討してまいります。

次に、国民健康保険についての御質問にお答えします。

来年度の保険料については、特別区全体で統一保険料率を検討し、文京区国民健康保険事業の運営に関する協議会で審議の上決定するため、現時点では具体的な数値を申し上げることはできません。

制度が抱える構造的課題については、区長会を通じて、抜本的な制度の見直しや財政支援の拡充を国や都に要望しているところです。また、法定外繰入れによる保険料の引下げは、国民健康保険加入者以外の区民との負担の公平性の観点からも望ましいものとは言えないため、法定外繰入れの将来的な解消を見据え対応していくべきと考えております。

子ども・子育て支援金については、子育て世帯を支える新しい分かち合い・連帯の仕組みとして、法に基づき実施される制度と認識しており、国に全額負担を要望する考えはございません。

国民健康保険は、国民皆保険制度の最後のとりでであり、国の社会保障体系の中核をなすものの一つであると認識しております。

子どもの均等割の軽減措置については、国の責任において実施されるものであり、区独自で実施する考えはございませんが、これまでも区長会を通じて、更なる軽減対象や軽減割合の拡大を国に要望しており、国において、軽減対象を高校生年代まで拡充する方針が検討されているところです。

最後に、環状三号線についての御質問にお答えします。

新たな整備方針の検討会議では、都内全域の計画道路の整備方針等について検討が行われております。個別路線について議論する場ではないため、検討会議では特定の路線についての意見は述べておりませんが、環状三号線は、本区への影響も極めて大きいことから、地域と区民の理解が得られる計画にしていくよう、検討の過程において都へ申し入れております。

○議長（市村やすとし） 以上で本日の日程は終了いたしました。

次の本会議は、二月十六日午後二時から開きます。

本日は、これにて散会いたします。

午後四時四十分散会